

1 新法における請負人の担保責任の内容を整理すると以下のとおりです。

仕事の目的物（工事の内容）が契約の内容に適合しない（契約不適合）場合に注文者が請求できる内容は

- ① 履行の追完請求（修補請求）
- ② 報酬減額請求
- ③ 損害賠償請求
- ④ 契約解除

となります。

すなわち、契約不適合の工事をした場合（従前の「瑕疵の存在する」工事を行った場合）には、注文者は請負人に対して

「修補などによる追完請求（新法562条）」

をすることができ、注文者が請負人に対して相当期間を定めて追完（補修）の催告をし、その期間内に補修が行われない時は、

「注文者は代金減額請求（新法563条）」

をすることができます。

そのほか、注文者は請負人に対して債務不履行による損害賠償請求（新法415条）、ならびに契約の解除（新法541条以下）をすることができます。

従来は損害賠償請求だけ認められていたところに代金減額請求が認められることから今まで以上の損害賠償が求められることになるのではないかとの懸念がありますが、この点は今後実務の集積によって判明してくるものと思われま

2 また担保責任は今まで無過失責任（過失の有無を問わない責任）でしたが、今後は過失責任となりました。すなわち注文者は請負人の過失を立証しなければならなくなりました。この点についても今後の実

務の集積が待たれるところです。

- 3 旧法では瑕疵が重要である場合には修補に過大な費用を要する時であっても修補義務を免れない（修補しなければならない）とされてきました（旧法634条1項）。しかしながら、技術の進歩により、高額な費用をかければ修補が可能な場合も想定され、瑕疵が重要であるものの修補に過大な費用を要する時であっても修補義務を免れないとすると請負人の負担が過大となる場合が生じることから、本条文は削除されました。

よって新法のもとでは、「過分の費用を要する時」は取引上の社会通念に照らして「修補不能」として扱われ、履行不能に関する一般的な規定（新法412条の2第1項）によって請負人に修補を請求することができないことになり、同じく損害賠償請求においても過大な費用相当額を損害として賠償請求することのできないということになりました。

- 4 損害賠償請求については、旧法は仕事の目的物に瑕疵がある時は修補に代えてまたは修補とともに損害賠償請求ができることとしていました（旧法634条2項）が、新法では債務不履行の一般的な規定が適用され（新法564条）、債務の履行（修補）に代わる損害賠償請求が認められるのは

- ① 債務の履行が不能であるとき、
- ② 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき、
- ③ 契約が解除され又は解除権が発生したとき、

のいずれかの要件に該当する時は「債務の履行に代わる損害賠償請求」ができることとなりました（新法415条2項）。

そのため従来のように「補修しなくていいから損害金を支払え」ということはできなくなると考えられます。

- 5 旧法では仕事が途中で完成しなかった場合に報酬に関する規定がありませんでしたが、新法では判例（最判昭和56年2月12日など）の判断に基づき、
- ① 注文者の責に帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合、
- または
- ② 請負が仕事の完成前に解除された場合
- においてすでにされた仕事の結果のうち、可分な部分の給付によって注文者が利益を受ける時はその部分を仕事の完成とみなし、その利益の割合に応じて請負人は報酬を請求できる（新法634条）としました。
- 6 旧法のもとでは注文者が破産手続開始の決定を受けた場合に請負人が有する解除権について明文規定がありませんでしたが、新法では仕事の完成後は請負人は破産手続の開始による解除をすることができないとされました（新法642条1項但書）。

以上